

指定構造計算適合性判定機関募集に係る質疑回答書

番号	質疑事項	回 答
1	<p>広島県指定構造計算適合性判定機関指定基準（以下、「指定基準」）第四条第2項で規定する事業年度は機関で定めている事業年度（事業年度が6月1日から翌年5月31日となっている。）により算出することによってよろしいでしょうか。（広島県指定構造計算適合性判定機関（以下、「募集要領」）「5 提出すべき書類」（2）②及び③の書類の算出時）</p>	<p>貴社見解のとおりです。ただし、広島県内の判定件数については、募集要領の表1の数値を用いてください。</p>
2	<p>募集要領「3 申請資格及び指定基準(2)⑦」を算出する場合は、指定基準第四条第2項に基づき算出すればよいでしょうか。（確認機関として自ら確認処分する件数は、考慮する必要はないと考えてよろしいでしょうか。）</p>	<p>貴社見解のとおりです。（確認機関として自ら確認処分する件数は、判定員の必要人員算出する際、控除することができる規定としていますので、控除しないことは差支えありません。）</p>
3	<p>指定基準第四条第2項第一号オで、「判定員の数は少なくとも2人以上であることとする」とありますが、複数の都道府県の指定を受けている機関の場合、機関全体の判定員が2人以上でよろしいでしょうか。それとも広島県内の事務所に配置する判定員が2人以上必要でしょうか。</p>	<p>複数の都道府県の指定を受ける場合には、指定を受ける全都道府県の判定件数により算出される判定員の必要人数を満たし、かつ、2人以上の判定員を配置する必要があります。この場合において、広島県内の判定件数により算出される判定員の必要人数を満たし、かつ、2人以上の判定員を広島県内の事務所に配置することは、必須ではありませんが、出来るだけ確保願います。</p>
4	<p>④配置する構造計算適合性判定員一覧表（別記様式第4号）非常勤判定員の「兼任する業務の記載」についての質問です。当機関は、確認検査機関ではありませんので適合性判定業務のみを行っています。ゆえに、非常勤判定員へ依頼する業務も適合性判定業務のみですので、兼務する業務の欄には「なし」という記載で宜しいでしょうか。</p>	<p>貴社見解のとおりです。</p>
5	<p>⑩その他（2）の指定基準を満たしていることが確認できる書類とは、どのようなものを指しているのか教えてください。</p>	<p>募集要領「5 申請の際に提出すべき書類」の(1)①～⑩及び(2)①～⑩までの書類で指定基準を満たしていることが確認できない場合のために規定しています。</p>
<p>質疑回答書 1枚の内1</p>		<p>広島県都市局建築課</p>